

本庄市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福祉用具購入費等の支給に係る特例措置として受領委任払を実施することにより、被保険者の一時的な経済的負担を軽減し、もって居宅における継続的な介護を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受領委任払 被保険者が特定福祉用具の購入又は住宅改修を行った場合において、事業者が福祉用具購入費等の受領の権限を委任し、当該事業者がこれを受任したときに福祉用具購入費等を当該事業者へ支給することをいう。
- (2) 被保険者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (3) 特定福祉用具 法第44条第1項に規定する事業所又は法第56条第1項に規定する事業所において、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者が販売する特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具をいう。
- (4) 住宅改修 法第45条又は法第57条に規定する住宅改修をいう。
- (5) 福祉用具購入費 法第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条に規定する介護予防福祉用具購入費をいう。
- (6) 住宅改修費 法第45条に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条に規定する介護予防住宅改修費をいう。
- (7) 福祉用具購入費等 福祉用具購入費及び住宅改修費をいう。
- (8) 事業者 特定福祉用具の販売者又は住宅改修の施工者をいう。
- (9) 申請者 受領委任払の適用を受けようとする被保険者をいう。

(対象者)

第3条 受領委任払の対象となる者は、本庄市が行う介護保険の被保険者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 介護保険料の滞納がないこと。
- (2) 法第66条に規定する保険料滞納者に係る支払方法の変更を受けていないこと。
- (3) 法第67条に規定する保険給付の支払の一時差止を受けていないこと。
- (4) 法第68条に規定する医療保険各法の規定による保険料等に未納があ

る者に対する保険給付の一時差止を受けていないこと。

(5) 法第69条に規定する保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例を受けていないこと。

(6) 福祉用具購入費等の受領の権限を委任することについて事業者に同意を得ていること。

(福祉用具購入費の支給申請時における提出書類)

第4条 申請者は、本庄市介護保険条例施行規則（平成18年本庄市規則第105号。以下「規則」という。）第37条に規定する福祉用具購入費の支給申請に当たっては、介護保険福祉用具購入費等の受領委任払に関する委任状兼同意書（様式第1号。第7条において「委任状兼同意書」という。）及び受領委任払の利用に係る費用額明細書兼確認書（様式第2号。第9条において「明細書兼確認書」という。）を市長に提出しなければならない。

(福祉用具購入費受領委任払の確認及び通知)

第5条 市長は、受領委任払の適用の可否を決定し、その旨を、当該申請者に対しては介護保険給付費受領委任払承認・不承認確認書（被保険者用）（様式第3号）により、当該事業者に対しては介護保険給付費受領委任払承認・不承認確認書（事業者用）（様式第4号）により、それぞれ通知するものとする。

(福祉用具購入費の支給)

第6条 市長は、福祉用具購入費の支給額を決定し、又は支給しないことを決定したときは、その旨を当該事業者に通知するものとする。

2 福祉用具購入費の支給があったときは、当該申請者に支給したものとみなす。

(住宅改修の事前承認申請時における提出書類)

第7条 申請者は、規則第38条に規定する住宅改修費の支給申請に当たっては、住宅改修の着工前に、委任状兼同意書を市長に提出しなければならない。

(住宅改修費受領委任払の確認及び通知)

第8条 住宅改修費の受領委任払の確認及び通知については、第5条の規定を準用する。

(住宅改修費の支給申請時における提出書類)

第9条 申請者は、前条において確認を受けた住宅改修の完了後に、明細書兼確認書を市長に提出しなければならない。

(住宅改修費の支給)

第10条 住宅改修費の支給については、第6条の規定を準用する。

(受領委任払の同意の解除)

第11条 申請者及び事業者は、福祉用具購入費等の受領委任払の同意を解除するときは、介護保険（福祉用具購入費・住宅改修費）の受領委任払に関する同意解除届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(取消し)

第12条 市長は、前条の規定による届出を受けたとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、受領委任払の適用の承認を取り消し、介護保険受領委任払承認取消通知書（様式第6号）によって当該申請者及び当該事業者それぞれに通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 申請した内容と異なる特定福祉用具の購入又は住宅改修を行ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により受領委任払の適用の承認を受けたとき。
- (4) その他市長が取り消すことが必要であると認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、受領委任払の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。